

# 臼杵市特定事業主行動計画

～子育てにやさしい職場と環境をつくろう～

第1期計画期間 平成17年度～平成21年度

平成17年12月

臼杵市

はじめに

実施期間

計画の推進体制

計画の実施にあたって

- 1 すべての職員が対象
- 2 アンケート結果
- 3 計画の推進

具体的な行動計画

- 1 職員の勤務環境に関するもの
  - 1) 妊娠中及び出産後における配慮
  - 2) 子どもの出生時における父親の休暇取得の促進
  - 3) 育児休業等を取得しやすい環境の整備等
  - 4) 超過勤務の縮減
  - 5) 休暇の取得の促進
  - 6) 異動における配慮
- 2 その他次世代育成支援対策に関する事項
  - 1) 子育てバリアフリー
  - 2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動
  - 3) 子どもとふれあう機会の充実
  - 4) 学習機会の提供等による家庭の教育力の向上

おわりに

別紙 臼杵市特定事業主行動計画アンケート結果表

## はじめに

急速に少子化が進むなか、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」が成立しました。この法律は、国、地方公共団体、事業主などが一体となって、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、育ち、育てられる環境を整備するために作られたものです。

地方公共団体は、行政機関として地域における子どもたちの健やかな育成に積極的に取り組んでいくと同時に、一つの事業主としての立場からも、自らの職員の子どもの健やかな育成について、その役割を果たしていかなければなりません。次世代育成支援対策推進法は、このような考えから、国、地方公共団体等を「特定事業主」と定め、職員の仕事と育児の両立を支援する計画（特定事業主行動計画）を策定するよう求めています。

臼杵市では、平成 17 年 3 月にこの法律に基づく市町村行動計画として「すくすく健やか臼杵っ子育成プラン」を策定し、「日本の正しいふるさと」を目指す臼杵市では、子育てに伴う喜びが実感できる地域を実現できればと考えています。

これらを踏まえ、臼杵市の各行政機関も、特定事業主としての立場から、地域社会の期待に応えるために、職員が安心して子どもを持ち、ゆとりを持って育てていくことができる「子育てにやさしい職場と環境をつくろう」を職員挙げて支援していく必要があります。全ての職員が性別や子どもの有無に関わらず、自分自身のことと捉え、お互いを助け合い、この計画が実効性のあるものとし、ひいては、臼杵っ子らしい子育て、まちづくりにつながることを願っています。

## 実施期間

次世代育成支援対策推進法は、平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間の時限立法です。

この計画は、10 年間のうちの第 1 期計画と位置付け、平成 17 年度から 22 年度までの 5 年間とします。今後概ね 3 年後に見直します。

## 計画の推進体制

次世代育成支援対策を効果的に推進するため、人事担当課、行政機関各担当課を構成員とした「臼杵市特定事業主行動計画策定・実施委員会」を設置し、年度ごとに計画の実施状況を把握し、必要に応じて計画の見直しを行います。

## 計画の実施にあたって

### 1 すべての職員が対象

行動計画は、原則として市長事務局はじめ教育委員会、議会、消防、水道企業と各行政委員会で働くすべての職員（常勤職員、嘱託職員及び一定の期間の社会保険に加入している臨時職員をいいます。）を対象とします。

### 2 アンケート結果

行動計画を策定するために、職員を対象にアンケート実施しました。

.....

実施したアンケートの結果.....アンケート結果表

### 3 計画の推進について

行動計画の推進については、助役を委員長とする行動策定・実施委員会を設置し、全庁的に取り組みます。計画推進中に発生した問題点や課題については、各任命権者の服務・庶務担当者などが連携し問題解決に当たります。

- ア) 次世代育成支援対策に対し、管理職や職員に対する研修・講習、情報提供を積極的に実施します。
- イ) 子育てと仕事の両立等についての相談・情報提供を行う窓口を設け適切に実施します。
- ウ) 啓発用資料の作成・配布・研修・講習の実施等により、行動計画の内容を周知します。
- エ) 行動計画の実施状況については、各年度ごとに、行動計画策定・実施委員会において把握した結果や課題を踏まえ計画の見直し等を図ります。

## 具体的な行動計画

### 1 職員の勤務環境に関するもの

<p>1) 妊娠中及び出産後における配慮</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 母性保護及び母性健康管理の観点からもけられている特別休暇等の制度について周知徹底を図ります。</li> <li>2 出産費用の給付等経済的支援処置について周知徹底を図ります。</li> <li>3 妊娠中の職員の健康や安全のために業務分担の見直しを図ります。</li> <li>4 妊娠中の職員にたいしては、超過勤務に配慮します。</li> </ol>	
<p>2) 子どもの出生時における父親の休暇取得の促進</p>	<p>父親が子どもの出生時に年次休暇及び特別休暇を取得しやすい職場環境づくりや取得の促進を図ります。</p>	
<p>3) 育児休業等を取得しやすい環境の整備等を</p>	<p>ア) 育児休業及び部分休業制度の周知</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 育児休業等の資料を各部署に配布し制度の周知を図ります。</li> <li>2 育児休業の Q&amp;A を作成し、育児休業の取得手続きや経済的支援等について情報提供を行います。</li> <li>3 妊娠を申し出た職員に対し、個別に育児休業等の制度・手続きについて説明を行います。</li> </ol>
	<p>イ) 育児休業等体験談等に関する情報提供</p>	<p>育児休業等体験者に体験談や育児休業を取得しやすい職場環境づくりの取組例をまとめ、職員に情報提供を行います。</p>
	<p>ウ) 育児休業及び部分休業を取得しやすい雰囲気醸成</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 育児休業の申し出があった場合、当該所属において業務分担の見直しを行います。</li> <li>2 課長会議等の場において、担当人事課から定期的に育児休業等の制度の趣旨を徹底させ、職場の意識改革を行います。</li> </ol>
	<p>エ) 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援</p>	<p>育児休業中の職員に対して、休業期間中の職場の情報提供等を行います。</p>
	<p>オ) 育児休業に伴う臨時職員の採用</p>	<p>部内の人員配置等によって、育児休業中の職員の業務を遂行することが困難な場合は、臨時職員の採用による適切な代替要員の確保を図ります。</p>

4) 超過勤務の縮減	ア) 深夜勤務・超過勤務制限の制度の周知	小学校就学始期の子どもがいる職員の深夜勤務及び超過勤務を制限する制度について周知を図ります。
	イ) ノー残業デーの実施	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ノー残業デーを社内メールの掲示板等により配信し周知します</li> <li>2 ノー残業ウィーク（案）を設け所属ごとの実施を図ります。</li> <li>3 定時退庁が出来ない職員が多い所属を把握し所属長への指導を図ります。</li> </ol>
	ウ) 超過勤務の縮減のための意識啓発等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 年間一人当たりの超過勤務の目安時間（ 時間）について周知徹底を図ります。</li> <li>2 超過勤務の多い職場に対しては業務内容を把握し、効率的な事務遂行を図ります。</li> <li>3 超過勤務縮減に向けて、業務内容、執行体制等を十分に検討し、ワークシェアリングの推進を図ります。</li> </ol>
5) 休暇の取得の促進	ア) 年次休暇の取得の促進	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 子育てに関わらず全職員に対し、年次有給休暇の取得の促進に取り組みます。</li> <li>2 定期的に年次有給休暇の取得状況を確認し、取得の促進を図ります。</li> </ol>
	イ) 育児休業・部分休業の取得の促進	特に男性職員に対し、育児休業・部分休業の制度の周知、取得の促進を図ります。
	ウ) 特別休暇の取得の促進	子どもの看護休暇等の特別休暇を周知し、取得促進を図ります。
6) 異動における配慮		異動を命じるに当たり、子育て対象職員の異動に配慮を行います。

## 2 その他の次世代育成支援対策に関する事項

1) 子育てバリアフリー	<p>1 来庁者が乳幼児と一緒に安心して使用できるトイレやベビーベット等の設置を計画的に行います。</p> <p>2 施設利用状況を勘案し、必要に応じ授乳室等の設置を図ります。</p> <p>3 子どもを連れて人が気兼ねなく来庁できるよう、親切な応接対応等のソフト面でのバリアフリーの取組を推進します。</p>	
2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動	ア) 子ども・子育てに関する地域貢献活動	子ども・子育てに関するボランティアリーダーの養成、スポーツ・文化活動に役立つ知識や特技を持っている職員の地域参加への促進を図ります。また、地域活動等に積極的に参加しやすい職場の雰囲気醸成します。
	イ) 子どもを交通事故から守る活動の実施や支援	<p>1 交通事故予防について綱紀肅正通知による呼びかけを実施します。</p> <p>2 公用車の運転に対し、交通安全講習会の実施や専門機関等による安全運転に関する研修の受講を支援します。</p>
	ウ) 安全で安心して子どもを育てられる環境の整備	子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、地域住民等の自主的な防犯活動や少年非行防止、立ち直り活動等への職員の積極的な参加を支援します。
3) 子どもとふれあう機会の充実	イベント等の実施に当たっては、子どもを含めた家族が参加できるようにします。	
4) 学習機会の提供等による家庭の教育力の向上	職員に対し、家庭における子育てやしつけの事例集等を活用し、家庭教育に関する講座・公演会等の実施や情報提供に努めます。	

## おわりに

この計画を実施することによって、職員各自が育児支援の重要性を強く認識し、地域においても、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、育てられる環境をつくることに貢献できるように期待しています。